

令和5年2月第129回内子町議会臨時会会議録（第1日）

○招集年月日 令和5年2月22日（水）

○開会年月日 令和5年2月22日（水）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員（1名） 11 番 才 野 俊 夫 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君
教 育 長	林 純 司 君		

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	前 野 良 二 君	書 記	和 氣 啓 介 君
---------	-----------	-----	-----------

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

日程第 3 招集あいさつ

日程第 4 議案第 1 号 第132号 令和3年度（1）山王上宿間線山王橋橋梁修繕工（R3）
に係る工事請負変更について

日程第 5 発議第 1 号 あらゆる暴力に断固抗議する決議について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前11時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（菊地幸雄君） ただ今、出席議員14名であります。欠席届が才野俊夫議員から提出されております。ただ今から、第129回内子町議会臨時会を開会いたします。本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長、総務課長及び建設デザイン課長の3名であります。これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（菊地幸雄君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、12番、下野安彦議員。13番、林博議員を指名します。

日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（菊地幸雄君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（菊地幸雄君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日1日限りとし、閉会の時刻は議事終了時とすることに決定しました。なお、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程第1号の通りであります。

日程第3 招集挨拶

○議長（菊地幸雄君） 「日程第3 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第129回令和5年2月内子町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変ご多忙中にも関わらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

まず、今月6日に発生しましたトルコの南部を震源とする大地震で犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。現在も懸命な救助支援活動が行われていますが、1日も早い復興を願うとともに、近い将来に発生が予測されております南海トラフ地震に対する備えを痛感したところでございます。内子町では被災された方々への支援として、住民課窓口に募金箱を設置しておりますので、皆様の温

かいご支援をお願いいたします。

さて、昨年の12月は過去にもあまり例がないほどの大雪となりました。町内各所の国道、県道、町道で通行が困難になるとともに、停電が相次ぎ、長時間にわたって復旧できない地域もありました。寒い中、停電が長引いた地区の皆様には大変辛い思いをさせ、申し訳なく思っております。このような状況の中、現場で電気の復旧作業や除雪、倒木除去に対応いただきました事業者の皆様、消防団員、住民の皆様には厚くお礼を申し上げます。また、町内各所で農業用ハウスが倒壊し、大きな被害が発生しました。これまでに町で取りまとめた被害件数は37件。被害額は、7,926万9,000円となっています。特に被害が大きかった、JAえひめ中央が所有する小田菌床センターでは、13棟の施設のうち7棟が全壊、4棟が半壊し、菌床しいたけの生産に大きな影響が生じています。この他にも、個人所有の施設で1,000万円を超える被害が発生し、復旧を断念される農家も出ている状況です。町といたしましては、施設の復旧に対する早急の支援を実施したいと考えております。

さて、本臨時会に町長として提出いたします案件は、工事請負契約の変更1件でございます。詳細につきましては、後程ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君）以上で、招集挨拶を終わります。

日程第4 議案第1号 第132号 令和3年度（1）山王上宿間線山王橋橋梁修繕工事（R3）に係る工事請負変更について

○議長（菊地幸雄君）これから提出議案の審議に入ります。日程第4「議案第1号第132号 令和3年度（1）山王上宿間線山王橋橋梁修繕工事（R3）に係る工事請負変更について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君）議長。

○議長（菊地幸雄君）小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君）「議案第1号第132号令和3年度（1）山王上宿間線山王橋橋梁修繕工事（R3）に係る工事請負変更」につきましては、追加工事による設計変更を行い、工事請負額の増額変更契約を締結することにつき、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますよう、お願いいたします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君）議長。

○議長（菊地幸雄君）谷岡建設デザイン課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君）それでは、「議案第1号第132号令和3年度（1）山王上宿間線山王橋橋梁修繕工事（R3）に係る工事請負変更について」ご説明させていただきます。

資料1、議案書の1ページをお開きください。提案理由についてでございますが、追加工事による設計変更に伴い、工事請負額について増額変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的は、第132号令和3年度(1)山王上宿間線山王橋橋梁修繕工事(R3)に係る工事請負変更でございます。契約金額でございますが、元契約額4,178万9,000円でしたが、今回1,340万3,000円を増額いたしまして、請負額が5,519万2,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載の通りで変更はございません。

変更の内容につきましては、資料2、議案等説明資料で説明させていただきます。1ページをお開きください。位置図、工事概要、全景写真、平面図、側面図、断面図などを1枚の資料にまとめさせていただいております。工事箇所は、五十崎の宿間でございます。右上の工事概要をご覧ください。数量変更工種の上段、赤文字が変更後の数量で、下段の黒文字が当初契約の数量でございます。追加工種覧の赤文字の工種につきましては、いずれも変更において追加するものでございます。記載しておりますこれらの工種につきましては、橋梁を支える主要部材の損傷箇所に対しまして、従前と同等の強度や機能回復するために、必要な対策を行う工種でございます。工種及び数量につきましては、お目通しをいただきますようお願いいたします。

続きまして、表の左中程の側面図をご覧ください。山王橋を上流から下流に向かって横から見た図面でございます。赤色の引き出し線で示した第1径間から第2径間にかけてが今回の工事部分でございます。青文字が当初の計画工種で赤文字が追加した工種でございます。本橋梁につきましては、橋長が130mと長大なうえ、架設されてから53年経過した老朽化橋梁のため、損傷箇所が多く、これらの修繕工事を終えるには令和6年度までかかる見込みとなっております。そのようなことから、本橋の損傷箇所の修繕の進捗を図るため、本契約に係る入札減少金をはじめ、同じ道路メンテナンス事業の橋梁点検や橋梁補修設計、また単年度に完了した橋梁の修繕工事などで生じた入札減少金を財源として充当し、本橋の追加工事を行うこととしたため、1,340万3,000円増額となったものでございます。以上、簡単ではございますが「議案第1号第132号令和3年度(1)山王上宿間線山王橋橋梁修繕工事(R3)に係る工事請負変更について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(菊地幸雄君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(菊地幸雄君) これにて討論を終結します。

これより「議案第1号第132号令和3年度(1)山王上宿間線山王橋橋梁修繕工事(R

3)に係る工事請負変更について」の採決を行います。本案を原案の通り決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立全員であります。よって本案は原案の通り可決されました。

日程第 5 発議第 1 号 あらゆる暴力に断固抗議する決議について

○議長（菊地幸雄君） 日程第 5「発議第 1 号あらゆる暴力に断固抗議する決議について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

○1 番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1 番（城戸司君） 発議第 1 号、あらゆる暴力に断固抗議する決議について。あらゆる暴力に断固抗議する決議を、別紙の通り内子町議会会議規則第 11 条の規定により提出する。
令和 5 年 2 月 22 日提出

提出者 内子町議会議員 城戸司。

賛成者 内子町議会議員 森永和夫、久保美博、向井一富、関根律之、塩川まゆみ

提案理由 暴力は最悪の人権侵害であり、とりわけ社会的に弱い立場に置かれやすい女性に対する暴力は許されるものではないことから、内子町議会として、あらゆる暴力を断固許さない姿勢を明確に示すため、決議を提出するものである。

あらゆる暴力に断固抗議する決議。

1 月 16 日、内子町内の飲食店で女性町議会議員が、成人男性からいきなり顔面を殴られ、全治約 2 週間の傷を負うという傷害事件が発生した。幸いにも被害を受けた町議の殴打による傷は回復傾向にあるが、本人はもちろん家族や関係者の心のダメージを懸念するものであり、一日も早い回復を心より願うものである。

今回はたまたま議員である女性が被害者となったことで明るみになったが、暴力被害を受けても声を上げられず、人知れず心身に困難を抱える人はたくさんいることが考えられる。

暴力は最悪の人権侵害であり、とりわけ社会的に弱い立場に置かれやすい女性に対する暴力は断じて許されることではない。また、こうした事件が契機となり、女性の活動を萎縮させるような言動が広がってはならない。

ここに、内子町議会はあらゆる暴力を断固許さない姿勢を明確に示すとともに、町民の安全が守られる、豊かで平和な地域社会の実現に貢献していく決意である。

以上、決議する。

令和 5 年 2 月 22 日

愛媛県内子町議会

○議長（菊地幸雄君） 本案に対する質疑を許します。

○13番（林博君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 林博議員。

○13番（林博君） はい、提出者に質問をいたします。1月16日に町内で発生した町議会議員に対する傷害事件に起因して、あらゆる暴力を断固許さない姿勢を町議会として明確に示し、豊かで平和な地域社会を実現するための決議というふうに理解をいたします。被害を受けられた町議会議員、家族関係者にお見舞いを申し上げます。これまで提出の決議の提出について、全員協議会で事件の状況や被害を受けられた議員の思いを代弁して、我々に伝えていただきました。また傷害を受けた議員が、警察へ被害届を提出されていることも伝えていただきました。事件発生からある程度時間が経過いたしましたので、もし提出者が被害届に対する結論等を聞いておられるようでしたら、教えていただきたいと思います。町議会は公共の機関でありますので、私もいろんな状況を把握して、総合的な判断のもとに意思表示をしたいと思いますので、お願いいたします。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。林議員言われる通り、被害届を提出し準備はされております。現在審議中ということで、相手方に対する内容証明等も取っているというようなことは確認しております。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。城戸司議員席にお戻りください。これより討論を行います。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。今回の発議第1号に対して反対の立場で討論します。決議とは、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果をねらい、あるいは議会の意思を対外的に表明するために求める、議会の議決のことです。公益に関するものであれば、幅広い議案に関して決議することができることになっています。今回の決議の内容を見ると、あらゆる暴力に断固抗議する決議となっています。いかなる理由があっても、非人道的な暴力を自己主張の手段として使うことは許されることではありません。私も暴力を断固許さない町を目指すことには、何ら反対するものではありませんが、ただ今回の決議は、個人的な意見に対して議会が意思表示を示すことであり、今回の暴力事件に対しての決議が、果たして公益に関する案件であるか疑問に思うものであります。人を殴った加害者がいたとすれば、その人が犯罪を行ったとして、刑罰はどうするべきかを考えるのは、刑事事件で殴られた人が殴った人に対して、治療費や慰謝料などのお金を請求するのが民事事件です。現在、被害に遭った女性は病院で医師の診断を受けて、診断書とともに、警察で被害届を提出しているところまではきています。被害届により、現在、刑事事件や民事事件で取り扱われているとは思われますが、先程の同僚議員の質疑からの答弁にもありましたように、ただ今は審議中であるというふうに提出者から言われました。まだ結果が出てないのではないで

しょうか。今回の事件をきっかけとして、弱い立場に置かれている女性に対する社会への呼びかけの機会にしたいという趣旨であっても、個人が個人的に、プライベートな時間にプライベートな場所で起きた事件であります。事件の全容や刑罰がはっきりしていない現在の時点での決議は、正しいことでしょうか。また、被害者の社会的立場や地位の文言を入れることにより、刑罰がはっきりしていない時点で被害者・加害者が特定されることになります。また、そのことにより事件が起きた飲食店までもが特定されることになり、影響が出ることもあり得ると思います。この議員提案が出た1月20日の全員協議会でも、あらゆる暴力への抗議をする決議なら理解できるが、個人が特定される内容の決議は妥当かどうか、議会運営委員会で十分協議していただくよう要望していましたが、今回提出された内容は、ほぼそのままであります。いくら女性に対する暴力事件が起きたといえど、個人的な事件を今の時点で協議したり、討論したり、決議することが果たして正しいことか、町民が納得する公益に関する案件であるか、私は疑問に思うものであり、以上のようなことから反対いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしますして、反対討論を終わります。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。ありませんので、これにて討論を。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。まず最初に、お騒がせしておりますことをお詫びいたします。私は賛成の立場で討論させていただきます。今回この私の件をきっかけに、このような決議に至った訳ですけれども、先程より同僚議員の質問で、公共の機関である公益性にかなうかどうか、そして何度も個人的な事件であるとの言葉が出て参りました。これは、とても見なれた風景です。特に女性問題を論じるにあたっては、このように被害が女性であると、何かと個人的なことにまとめられたり、被害の程度を薄められたり、また暴力事件が発生する時に個人的ではないことが起こりうるとしたら、それは国家による戦争しかない訳でありまして、あらゆる暴力事件は個人的なものであります。そして、今回このように議会で取り上げられることについて、これが例えば私が加害者個人の男性をこの場で糾弾するような質のものであれば、それはもちろん議会を、公益に反するという言い方もできるかもしれませんが、やはり私今回自分自身がこのような傷害事件の被害者となったことで、女性の置かれた立場、そしてまた同じく町民の女性の方、町内外の女性の方から、言えなかったけれども起きた暴力被害について、たくさんのお声を頂戴いたしました。このように声を上げれば、そうして個人の責任にされることが多いのは、何もかも他のあらゆる差別事件においてもそうです。ちょっと前のことになりますが、黒人差別についてブラック・ライブズ・マターという運動がアメリカで起きましたが、その時の反論は差別の被害者は黒人だけではないというものでした。今回はこのあらゆる暴力ということにおいて、女性に特定することが果たして正しいのかという議論は全員協議会等でも出ましたが、あらゆる暴力がいけないのは当然のことです。発議する必要もないほど当たり前のことなんです。例えばこれをちょっと想像していただきたいのは、今回、高齢者の方が殴られた。では高齢者に対する暴力反

対の決議を出す。そうなった時に、社会的弱者、またその高齢者個人の公益性などを問題にして、では、その問題を社会的弱者全体に広げるか、子ども、高齢者、女性、その他の障がい者、そういう文言を付け加えようという検討自体が始まるか、それもちよっと不思議なんですね。ところが、あらゆる場面で女性について出すと、このように薄められ、あるいは個人的なことにされるというのは、これは残念なことに国内外のあらゆる女性たち、あらゆる差別問題で展開されてきたことであります。そういう意味で、今回私がこのように提出するということは大変公益にかなうことでもあり、多くの女性の声を代弁するものと確信しております。皆様方の良識を信頼して、私の賛成討論を終わりにいたします。

○議長（菊地幸雄君） 他にありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより発議第1号の採決に入ります。発議第1号「あらゆる暴力に断固抗議する決議について」、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地幸雄君） 起立多数であります。従って、本案は原案の通り可決されました。以上をもちまして、この臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。従って、本日の会議を閉じます。

ここで小野植町長よりご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（菊地幸雄君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶とお礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、本臨時会にご出席賜り、提案申し上げた案件につきまして、原案の通りご決定賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。ご決定いただきました案件につきましては、業務の趣旨、目的に沿って適切に執行して参りたいと考えております。今後とも議員の皆様におかれましては、引き続き町政発展のためにご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

○議長（菊地幸雄君） 以上をもって、第129回内子町議会臨時会を閉会します。

○前野議会事務局長 ご起立願います。礼。

午後1時半より、委員会室において議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは午後1時半までにご参集ください。よろしく願いいたします。

午前11時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第129回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 1	あらゆる暴力に断固抗議する決議について	R5. 2. 22	R5. 2. 22	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 1	第132号 令和3年度（1）山王上宿間線山王橋 橋梁修繕工（R3）に係る工事請負変更について	R5. 2. 22	R5. 2. 22	原案可決

議員提出議案

発議第1号

あらゆる暴力に断固抗議する決議について

あらゆる暴力に断固抗議する決議を別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条の規定により、提出する。

令和5年2月22日提出

提出者 内子町議会議員 城戸司

賛成者	内子町議会議員	森永和夫
	内子町議会議員	久保美博
	内子町議会議員	向井一富
	内子町議会議員	関根律之
	内子町議会議員	塩川まゆみ

(提案理由)

暴力は最悪の人権侵害であり、とりわけ社会的に弱い立場に置かれやすい女性に対する暴力は許されるものではないことから、内子町議会として、あらゆる暴力を断固許さない姿勢を明確に示すため、決議を提出するものである。

(別紙)

あらゆる暴力に断固抗議する決議

1月16日、内子町内の飲食店で女性町議会議員が、成人男性からいきなり顔面を殴られ、全治約2週間の傷を負うという傷害事件が発生した。幸いにも被害を受けた町議の殴打による傷は回復傾向にあるが、本人はもちろん家族や関係者の心のダメージを懸念するものであり、一日も早い回復を心より願うものである。

今回は、たまたま議員である女性が被害者となったことで明るみになったが、暴力被害を受けても声を上げられず、人知れず心身に困難を抱える人はたくさんいることが考えられる。

暴力は最悪の人権侵害であり、とりわけ社会的に弱い立場に置かれやすい女性に対する暴力は断じて許されることではない。また、こうした事件が契機となり、女性の活動を委縮させるような言動が広がってはならない。

ここに、内子町議会はあらゆる暴力を断固許さない姿勢を明確に示すとともに、町民の安全が守られる、豊かで平和な地域社会の実現に貢献していく決意である。

以上、決議する。

令和5年2月22日

愛媛県内子町議会
